

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06-6208-7882)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	都市計画事業地内の建築行為等に対する許可
概要	都市計画事業の認可を受けた都市計画道路、都市計画公園等において当該事業地内で建築や工作物の建設等を行おうとする者は大阪市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第65条第1項
審査基準	都市計画事業地内において、土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設等を行うことは、原則として認められません。 ただし、申請に係る行為が現在の土地利用の維持管理的なものであってやむを得ないと認められるとき等には、許可することができます。
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
提出時期	随時
提出方法	都市計画法第65条許可申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（06-6208-7882）
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000023384.html
備考	